

訓川 緯

令和7年九州電力株式会社川内原子力発電所事故 に係る原子力緊急事態宣言

令和7年2月15日10時50分

令和7年2月15日9時31分、川内原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象（原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能）が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力規制委員会は原子力緊急事態が発生したと認めた。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

現在、川内原子力発電所の敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

川内原子力発電所において、複数の対策を実施しており、炉心の損傷や格納容器の破損という事態に至らぬよう努めていく。

仮にこうした対策が有効に機能せず、放射性物質を放出する事態に至る場合があるとしても、1日程度の時間的余裕が見込まれる。

こうした状況下で、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、川内原子力発電所から概ね5km圏内（P A Z）の住民等は、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤を服用し、慌てるなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。

また、川内原子力発電所から概ね5kmから30km圏内（U P Z）の住民等は、自治体の指示に従い、屋内退避すること。今後、状況を見て、屋内退避の解除や、避難等が必要な場合には、しっかりと準備を整えた上で、指示を行うので、それまでの間、落ち着いて屋内退避を継続すること。

ただし、地震により家屋の倒壊又はその恐れがある等自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。

政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を鹿児島県薩摩川内市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移や放射線モニタリングの結果の迅速な情報提供を行い、状況に応じ、更なる指示を発していく。

このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、国民の皆様におかれでは、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。

訓川 練

指 示

令和7年2月15日10時50分

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
いちき串木野市長 殿
阿久根市長 殿
鹿児島市長 殿
出水市長 殿
日置市長 殿
姶良市長 殿
さつま町長 殿
長島町長 殿

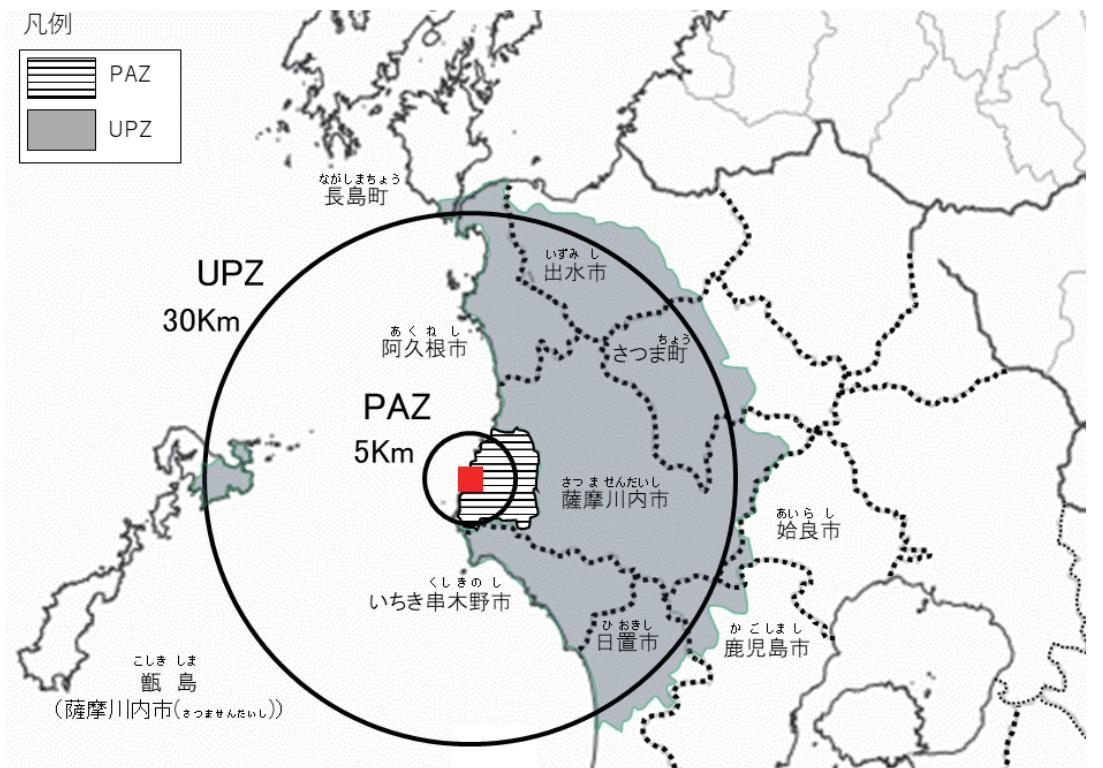
内閣総理大臣 石破 茂

九州電力株式会社川内原子力発電所1号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。
- ・このうち孤立した地区の住民及び一時滞在者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避すること。
- ・同発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避すること。
- ・屋内退避にあたって、地震により家屋の倒壊又はその恐れがある等自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参考



区分	都道府県名	市町村名
P A Z	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一 部
U P Z	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一 部 くしきのし いちき串木野市の一 部 あくねし 阿久根市の一 部 かこしまし 鹿児島市の一 部 いづみし 出水市の一 部 ひおきし 日置市の一 部 あいらし 始良市の一 部 さつま町の一部 ながしまちょう 長島町の一 部

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。

特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊娠
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg）1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2包 又は ゼリー剤（32.5mg）1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤（50mg）1丸※
13歳以上	76	100	丸剤（50mg）2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

薩摩川縦

公示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	鹿児島県薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町
2. 原子力緊急事態の概要	<p>緊急事態該当事象発生日時 令和7年2月15日9時31分</p> <p>発生場所 九州電力株式会社川内原子力発電所1号機</p> <p>発生場所の天候状況 晴れ</p> <p>放射線等の状況</p> <p>排気筒モニタの値 : 異常なし</p> <p>モニタリングポストの値 : 異常なし</p> <p>被害状況 :</p> <p>令和7年2月14日16時35分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (10条事象)</p> <p>令和7年2月15日9時31分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (15条事象)</p> <p>その他の特記事項</p>
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<ul style="list-style-type: none">九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。同発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避すること。屋内退避にあたって、地震により家屋の倒壊又はその恐れがある等自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

令和7年2月15日10時50分

訓練

指 示

令和 7 年 2 月 15 日

別紙 あて

原子力災害対策本部長 石破 茂

九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 防護装備類の携行

あらかじめ整備された防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

【各指定行政機関の長】

内閣総理大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官
金融庁長官
消費者庁長官
こども家庭庁長官
総務大臣
消防庁長官
法務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
文化庁長官
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
中小企業庁長官
国土交通大臣
国土地理院長
気象庁長官
海上保安庁長官
環境大臣
原子力規制委員会委員長
防衛大臣

【関係自治体の長】

鹿児島県知事
薩摩川内市長
いちき串木野市長
阿久根市長
鹿児島市長
出水市長
日置市長
姶良市長
さつま町長
長島町長

緊急時モニタリング実施計画 第2版

令和7年2月14日、九州電力株式会社川内原子力発電所において発生した原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に当たり、緊急時モニタリング実施計画（第1版）を改訂し、緊急時モニタリング実施計画（第2版）を以下のとおり策定する。

1. 実施主体

- (1) 原子力規制庁
- (2) 鹿児島県
- (3) 九州電力株式会社
- (4) 日本原子力研究開発機構及び量子科学技術研究開発機構

2. 実施項目

別表測定内容等について、緊急時モニタリングを実施する。

具体的には、緊急時モニタリングセンター等において、現地の状況や実気象に基づき実施に必要な細目を決定して行うものとする。なお、周辺住民の防護措置の実施の判断のために必要な情報の入手を優先し、モニタリングポスト等*による空間線量率測定の監視の強化を行う。また、自然災害等により監視ができないモニタリングポスト等のバックアップのために、順次、可搬型モニタリングポストを配置し、測定を行う。

さらに、モニタリングカーによる走行サーベイ及び航空機モニタリングの実施準備を行う。加えて、原子力施設の状況を踏まえ、ヨウ素サンプラー等を用いて、大気中放射性物質の採取等の準備を行う。また、浄水場等における環境試料の測定の準備を行う。なお、試料の採取及び測定のために必要な機器等が正常に作動することを確認し、異常があれば代替策を講ずること。

*モニタリングポスト等：モニタリングポスト、モニタリングステーション、電子線量計等のうち、常時設置され連続的に空間放射線量率の測定が可能なものの。

3. 報告

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果をERCチーム放射線班に速やかに報告すること。報告に当たっては、別表を参考に測定地点、測定日時、空間線量率値、単位等のほか、現地の状況等必要な情報を記載するものとする。

4. 注意事項

モニタリング要員の放射線防護対策を適切に実施すること。

別表 測定内容等一覧

測定内容	必要報告情報	測定方法	測定場所	測定頻度・態勢	備考
空間放射線量率 (線種: γ線)	測定地点 測定日時 線量率値 単位	モニタリングボスト等 可搬型モニタリングボスト 走行サーベイ 航空機モニタリング	敷地内 30km圏 モニタリングボスト等が作動していない地点 — —	連続測定 モニタリングボスト等が作動していない地点 実施準備 実施準備	九州電力設置 鹿児島県設置 鹿児島県設置 鹿児島県 日本原子力研究開発機構及び防衛省
大気中の放射性物質の濃度 (対象核種: 放射性ヨウ素、放射性セシウム等)	試料採取地点 試料採取期間 核種毎濃度値 単位 検出の有無	ヨウ素サンプラー 30km圏 大気モニタ 30km圏 —	30km圏 30km圏 —	実施準備 実施準備	鹿児島県設置 鹿児島県設置
排気筒モニタ計数率	測定地点 測定日時 単位	排気筒モニタ 排気筒モニタ	排氣筒 排氣筒	連続測定 連続測定	九州電力設置 九州電力設置
気象条件 (測測対象: 風向、風速、感雨及び降水量)	測定点 測定日時 測定結果 単位	気象観測設備 モニタリングボスト等	敷地内 30km圏	連続測定 連続測定	鹿児島県設置 鹿児島県設置
環境試料中の放射性物質 濃度 (対象核種: 放射性ヨウ素及び放射性セシウム)	飲料水 土壤 単位	試料名 試料採取地点 試料採取期間 核種毎濃度値	試料採取及び核種分析 (Ge半導体検出器) — —	実施準備 実施準備	鹿児島県 鹿児島県

訓川 練

指 示

令和7年2月17日

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
いちき串木野市長 殿

原子力災害対策本部長 石破 茂

九州電力株式会社川内原子力発電所1号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZのうち、鹿児島県薩摩川内市隈之城地区、いちき串木野市旭地区、冠岳地区、生福地区、上名地区、川上地区の住民は、一時移転の準備が整った段階で、一週間程度内に一時移転すること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。なお、安定ヨウ素剤は、再放出の可能性がないことから配布しない。
- ・同発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参考

【鹿児島県】

区分	市町村名	地区名
U P Z	薩摩川内市	くまのじょう 隈之城地区
U P Z	いちき串木野市	あさひ 旭地区、かんわりだけ 冠岳地区、せいふく 生福地区、かんみよう 上名地区、かわつかみ 川上地区